

新型コロナウイルス関連情報（BC 州における段階的な緩和措置）

● 3月10日、ブリティッシュ・コロンビア（BC）州政府は、新型コロナウイルス感染症の感染者数や入院者数が減少しているとして、公衆衛生規制の緩和措置を発表しました。

3月11日からマスク着用義務が撤廃、3月18日から介護及び高齢者福祉施設での来訪制限が撤廃、4月8日からイベント等入場時のワクチン接種証明提示が不要となる等、段階的に措置が緩和されます。

1 3月11日午前12時01分から適用される緩和措置

（1）公共の屋内環境でのマスク着用は不要。

- ・公共交通機関と BC フェリーではマスク着用を推奨するが、必須ではない。
- ・個々の事業者やイベント主催者は、マスク着用を義務づけるか選択可能。
- ・航空機利用などの連邦政府が規制する交通手段の利用には、引き続きマスクが必要。

（2）礼拝の収容人数の制限撤廃。

（3）子供や青少年のための宿泊キャンプを許可。

2 3月18日午前12時01分から適用される緩和措置

（1）介護及び高齢者福祉施設での来訪制限を撤廃。

（2）春休み終了後、学校（幼稚園から第12年生）におけるマスク着用は不要。

3 4月8日午前12時01分から適用される緩和措置

(1) 事業者、イベント、サービス施設入場時のワクチン接種証明の提示は不要。

・個々の事業者やイベント主催者は、入場時のワクチン接種証明提示の継続を選択可能。

・航空機利用などの連邦政府が規制する交通手段の利用には、引き続きワクチン接種の証明が必要。

(2) 事業者による COVID-19 安全対策は不要。WorkSafeBC の感染症ガイダンスに従わなければならない。

(3) 中等後教育の学生寮では、ワクチン接種証明は不要。

■詳細は、以下のブリティッシュ・コロンビア州ウェブサイトをご確認ください。

<https://www2.gov.bc.ca/gov/content/covid-19/info/restrictions>

※このメールは在留届にて届けられたメールアドレス、メールマガジン及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※災害や騒乱等が発生した際、ご家族、ご友人、同僚を守るため、一人でも多くの方に安全対策に関する情報が届くよう、在留届（3か月以上の滞在）の届出、又はたびレジ（3か月未満の滞在）の登録を、お知り合いの方や出張者・旅行者にご案内いただけますようお願いいたします。

在バンクーバー日本国総領事館

電話：1-604-684-5868

メール：consul@vc.mofa.go.jp